

○鎌倉市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図るため、既存単独処理浄化槽又はくみ取り式便槽から合併処理浄化槽への設置換えを行った者に対し、予算の範囲内で合併処理浄化槽設置整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 合併処理浄化槽 し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、次に掲げる要件を備えるものをいう。

ア 生物化学的酸素要求量の除去率が90パーセント以上であること。

イ 当該浄化槽からの放流水の生物化学的酸素要求量の日平均値が1リットルにつき20ミリグラム以下であること。

ウ 規模が10人槽以下であること。

(2) 既存単独処理浄化槽 し尿のみを処理する浄化槽であって、この要綱の施行の際現に設置されているものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を申請することができる者は、本市区域のうち、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域以外の区域において既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽から合併処理浄化槽への設置換えを行う者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

(1) 建物の全部又は一部を住宅以外の建築用途に使用する建物に設置する者

(2) 住宅の新築又は増築に伴い合併処理浄化槽を設置する者

(3) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第5条第1項の規定による設置の届出を行っていない者

(4) 土地を借りている者であって合併処理浄化槽を設置することについて当該土地の所有者の承諾が得られない者

(5) 申請受付時において、市税を滞納している者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、合併処理浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、次の表の左欄に掲げる合併処理浄化槽の規模に応じ、同表右欄に定める額を限度とする。

合併処理浄化槽の規模	補助金限度額
5 人槽	332, 000円
6 ～ 7 人槽	414, 000円
8 ～10人槽	548, 000円

2 合併処理浄化槽の設置に当たり、既存単独処理浄化槽を全て撤去する場合には、90, 000円を限度として、当該撤去に要する費用を前項の補助金額に加算する。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、合併処理浄化槽の設置工事に着手する前に、合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請書（第1号様式。）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し
- (2) 合併処理浄化槽構造図及び配置配管図
- (3) 既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の設置状況及び位置が確認できる書類
- (4) 設置場所の案内図
- (5) 土地を借りている者は、当該土地の所有者の承諾書
- (6) 合併処理浄化槽改修設置工事の見積書及び内訳書（既存単独処理浄化槽を全撤去する場合は、当該撤去工事に係る見積書及び内訳書含む）の写し
- (7) 合併処理浄化槽改修設置工事請負契約書の写し
- (8) 市税の滞納がないことを証明する書類又は市税の納入状況確認同意書（第2号様式）
- (9) その他市長が必要と認めた書類

2 前項に定めるもののほか、申請者は前項の規定による申請をするときは、当該申請をしようとする日の属する年度の12月28日（閉庁日に当たる場合はその前開庁日）までにしなければならない。

3 補助対象者が1つの合併処理浄化槽につき2人以上いるときは、第1項の規定による交付の申請は、補助対象者全員の同意により代表者を決め、その代表者が行うものとする。この場合は、当該代表者は、当該補助対象者全員の同意を得たことを証する書類を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書を受領したときはその内容を審査し、交付決定の可否に

ついて、合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付等決定通知書（第3号様式）により、申請者へ通知するものとする。

（計画の変更等）

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに合併処理浄化槽設置整備事業変更承認申請書（第4号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときはその内容を審査し、事業変更承認の適否について、合併処理浄化槽設置整備事業変更承認決定通知書（第5号様式）により、補助事業者へ通知するものとする。

3 補助事業者は、当該事業を中止する場合は、速やかに合併処理浄化槽設置整備事業中止届出書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助金に係る工事の完了後30日以内又は当該年度の3月20日のいずれか早い日（閉庁日に当たる場合はその前開庁日）までに、合併処理浄化槽設置整備事業完了届出書・補助金交付請求書（第7号様式）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- （1） 合併処理浄化槽改修設置工事に係る領収書及び内訳書（既存単独処理浄化槽を全て撤去する場合は、当該撤去工事に係る領収書及び内訳書含む）の写し
- （2） 浄化槽設備士によるチェックリスト（第8号様式）
- （3） 合併処理浄化槽設置整備事業完了状況を示すカラー写真（着工前・基礎工事・据付工事・かさ上状態・完了後各1枚以上）
- （4） 浄化槽保守点検業者との業務委託契約書の写し
- （5） 浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- （6） 浄化槽法定検査依頼書の写し
- （7） その他市長が必要と認めた書類

（補助金交付額の確定等）

第9条 市長は、前条の規定による完了届出書を受理したときはその内容を審査し、実績報告が適正と認めたときは、速やかに補助金交付額を確定し、合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付額確定通知書（第9号様式）により補助事業者へ通知し、当該補助金を交付するものとする。

（その他の事項）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、鎌倉市補助金等に係る予算の執行に関する取

扱要綱（昭和41年2月告示第23号）の定めるところによる。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年3月31日をもって廃止する。